

議案第 87 号

三田市民病院看護学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定  
について

三田市民病院看護学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 26 年 11 月 28 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市民病院看護学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例

三田市民病院看護学生修学資金貸与条例（平成 23 年三田市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号及び第 2 号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

付 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。